

把握するため、役員及び調査業務実施者の選解任があった場合には、遅滞なくその旨を特許庁長官に届け出させることとした。

第三節 特定登録調査機関（本節追加、平一六法律七九）

（先行技術調査業務）

第三九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務（以下「先行技術調査業務」という。）を行うことができる。
（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受けることにより、特許出願人その他の者の求めに応じて先行技術に関する調査を行い、経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告を交付する先行技術調査業務を行うことができる旨を規定したものである（施規六〇条の二参照）。

登録調査機関のうち特に特許庁長官の登録を受けた者（特定登録調査機関）は、出願人等の求めに応じ特許出願について先行技術調査を行い、その結果を記載した調査報告を交付できるとし、出願人等が審査請求を行う際に調査報告を提示した場合には、特許庁長官は審査請求手数料を軽減することができる旨の規定を置くとともに、当該特定登録調

査機関に対する所用の監督規定を整備したものである。

特定登録調査機関の行う先行技術調査業務の内容は、「特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であつて政令で定めるものを行う」ことと、「その結果を経済産業省令で定めるところにより記載した調査報告をその者に交付する業務」からなっている。

前者は、登録調査機関の行う調査業務とほぼ同内容のことを行うため、三六条一項の規定とほぼ同義である。ただし、調査業務が特許庁における特許審査の過程で必要となる調査を行う業務であるのに対し、先行技術調査業務は、その結果が最終的に特許審査において活用されることが有り得るとしても、特許審査の過程とは直接には関係なく行われるものであることから、三六条一項の規定中「特許出願の審査に必要な調査のうち」の文言は用いていない。具体的には、特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する過去の発明や論文等の文献を調査することを指している。なお、政令においては、これらの調査は、特にその特許出願の新規性、進歩性等についてのものである旨等が規定されている（施令第四条）。

後者は、調査を行った結果を経済産業省令に規定された必要な事項を記載した調査報告として調査を依頼した者に対し交付する業務を指している。経済産業省令において規定する事項は、調査報告が備えるべき記載事項となる（施規六〇条（一））。

（手数料の特例）

第三九条の三 特許庁長官は、特許出願について出願審査の請求をする者が、前条の登録を受けた者（以下「特定登録調査機関」という。）が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数を軽減することができる。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、審査請求をする際、請求人が三九条の二に基づき特定登録調査機関が交付した調査報告を提示した場合に、審査請求手数料の軽減を受けられる旨を規定したものである。

審査請求をする者は、出願後審査請求するまでに特定登録調査機関に対し自らが審査請求しようとする特許出願について先行技術調査を依頼し、その結果について調査報告の交付を受けた上で、特許庁長官にその調査報告を提示して審査請求を行うこととなる。

なお、手数料の軽減の額等の具体的な事項については、政令で定めることとなっている(特許法等関係手数料令一条)。

(登録)

第三九条の四 第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、登録情報処理機関の登録の申請について規定した一七条及び登録調査機関の登録の申請について規定した三六条二項と同様、特定登録調査機関の登録は先行技術調査業務を行おうとする者の申請に基づき行われること、申請の手続の詳細については経済産業省令で定めること(施規六〇条の三)、登録は登録調査機関の場合と同様、経済産業省令

で定める区分ごとに行われること（施規六〇条の四）を規定したものである。
 なお、特定登録調査機関の登録の区分は、登録調査機関の登録の区分に準じて、一定の技術分野ごとに分けられることとなる。

（登録の基準）

第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請をした者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受けている者であるときは、第三十九条の二の登録をしなければならない。この場合において、同条の登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分
- 四 登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、特許庁長官が特定登録調査機関を登録する際の基準について規定したものである。

登録調査機関の行う調査業務と特定登録調査機関の行う先行技術調査業務とは、それを機関に依頼する者は異なるものの、具体的業務の内容は、「その特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査」であ

る点において変わりはない。したがって、特定登録調査機関に求められる能力自体は、登録調査機関が備えるべき能力と変わるところはない。特定登録調査機関となるのは、既に登録調査機関の登録を受けている者に限られるため、原則として、特定登録調査機関の登録を受ける際に、新たな登録要件を課す必要はないと考えられる。

ただし、登録調査機関の登録は経済産業省令で定める技術分野の区分ごとに行われるが、各区分において調査業務実施者に必要とされる専門的知識は異なり得る。このため、本条一項においては、特定登録調査機関の登録を受けられるのは、既に登録調査機関の登録を受けている技術分野の区分に限られる旨を規定している。

二項は、特定登録調査機関の登録について、特定登録調査機関登録簿に所定の事項を記載して行う旨を規定している。

(先行技術調査業務の実施義務等)

第三九条の六 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。

2 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査業務実施者に実施させなければならない。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査機関に対する調査業務の実施義務について規定したものである。

一項においては、特定登録調査機関は、特許出願人等から先行技術調査業務を行うべきことを求められたときは、災害等により業務を行うことができないとか、特許出願人等との間で先行技術調査業務についてまだ契約が締結されて

いないといった正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該業務を実施すべき義務を負う旨を規定したものである。本項にいう「正当な理由」としては、上記のように災害等で業務を行うことができない場合や、いまだ契約が締結されていないといった場合のほか、特定登録調査機関が多数の先行技術調査業務を抱えており、すぐには新たに依頼を受けた案件について調査を行うことができない場合等が想定される。

二項においては、特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行う際には三七条一項一号に規定する要件に適合する者（調査業務実施者）に行わせなければならない旨規定している。

先行技術調査業務は調査業務と同様個々の業務を実施する者の知識経験等に大きく依存するものであり、このため、三七条一項の要件を満たす登録調査機関でなければ登録を受けられないこととしている。しかし、具体的な業務を行う際に当該機関に勤務しているものであれば誰でも実施できることとしたのでは、登録調査機関に限り特定登録調査機関の登録を受けることを可能とした制度の趣旨が没却されてしまう。したがって、特定登録調査機関に対し、個々の業務を行うに当たっても調査業務実施者に業務を実施させることを義務付けたものである。

なお、本条に違反した場合は、三九条の九第二号により、登録の取消し等の対象となる。

（先行技術調査業務規程）

第三九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関する規程（以下「先行技術調査業務規程」という。）を定め、先行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査機関の業務規程について規定したものである。

特定登録調査機関は、経済産業省令で定める事項（施規六〇条の五）を記載した先行技術調査業務規程を業務開始前に特許庁長官に届け出ること、また、先行技術調査業務規程の記載事項を変更するに当たっても、特許庁長官に届け出ることを義務付けているが、特定登録調査機関は政府の代行機関として業務を行うものでない以上、具体的な業務の実施の細目等については特定登録調査機関が自由に定めるべきである。特許庁長官の認可を義務付けることはこのような民間の行為に対する行政の過度な介入であると考えられる。

他方、特許庁長官は、改善措置の発動等、制度の円滑な運用のために各機関の行う業務の内容について一定の情報を常に把握しておく必要がある。このため、先行技術調査業務規程については認可事項とはしないが、業務開始前に特許庁長官に届け出ることを義務付けたものである。

本条に違反した場合は、三九条の九第二項一号に基づき、登録の取消し等の対象となる。

(業務の休廃止の届出)

第三九条の八 特定登録調査機関は、先行技術調査業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査業務の休廃止について規定したものである。

登録調査機関の場合、勝手に業務を休止又は廃止すると、特許庁長官は当該調査業務を自ら行わなければならないが、特許審査に大きな影響を与えることから、業務の休廃止を特許庁長官の認可事項としている。

特定登録調査機関の場合、民間の業務として先行技術調査業務を行う以上、業務の収支状況等に依りて各機関が自ら業務の休廃止を決定すればよいと考えられることから、認可制は採用していない。

ただし、例えば、特定登録調査機関が特許庁長官に対し何の連絡もなく先行技術調査業務を休廃止した場合、特許出願人等が先行技術調査業務を依頼すべき者が分からなくなる等の混乱が生じるおそれがある。

このため、特定登録調査機関が業務の休廃止をしようとするときは、あらかじめ特許庁長官にその旨を届け出させることとし、届出があった場合にはその旨を公示することで、特許出願人等がどの機関に先行技術調査業務を依頼できるのかについての情報を常に入手することができるようにするものである。

本条に違反して業務の休廃止の届出をしなかった場合には、三九条の九第二項一号に基づく登録の取消し等の対象となる。もっとも、登録調査機関が届出なくして先行技術調査業務の全部の廃止を行った場合には、もはや登録の取消しや業務停止命令を発することはできないから、刑事罰により対応することとなる。

本条に違反した特定登録調査機関の役員は、四五条四号に基づき、二〇万円以下の罰金に処することとしている。

(登録の取消し等)

第三九条の九 特許庁長官は、特定登録調査機関が第三九条の二の登録を受けた区分について第三九条において準用する第三十条の規定により登録調査機関の登録を取り消されたときは、その第三九条の二の登録を取り

消さなければならない。

2 特許庁長官は、特定登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その第三十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定に違反したとき。
- 二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当するに至ったとき。
- 三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

(本条追加、平一六法律七九)

〔趣旨〕

特定登録調査機関としての登録は登録調査機関でなければ受けることができないから、すべての特定登録調査機関は登録調査機関の登録の基準を満たしているはずである。言い換えると、特定登録調査機関についても一定の能力が求められることは事実であるが、必要な基準については、登録調査機関の登録の基準が代替している。

このことから、特定登録調査機関が登録調査機関としての登録の基準を満たさなくなった場合、登録調査機関としての業務に不正があり登録調査機関としての登録を取り消されたりした場合には、当然に特定登録調査機関としての登録も取り消される旨規定している。

二項は、特定登録調査機関としての業務上、特例法上の規定違反があった場合には、特定登録調査機関としての登録が取り消され、又は特定登録調査機関としての業務について業務停止命令が出される旨を定めている。この場合、特定登録調査機関の登録の取消し等の効果は、登録調査機関としての登録には及ばない。

(公示)

第三十九条の一〇 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第三十九条の二の登録をしたとき。
- 二 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一条の規定による届出があったとき。
- 三 前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
(本条追加、平一六法律七九)

[趣旨]

本条は、特許出願人等が、特定登録調査機関に先行技術調査業務を依頼する際に必要となる最低限の情報については、官報に公示することにより明確にする旨規定したものである。公示すべき事実は、次のとおりである。

- ① 特定登録調査機関の登録
- ② 名称又は所在地の変更の届出
- ③ 業務の休廃止の届出
- ④ 登録の取消し・業務停止命

(準用)

第三十九条の一 第十八条(第一号を除く)、第十九条の二、第二十一条、第二十七条、第二十九条、第三十一

条、第三十二条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条の十一において準用する第十八条（第一号を除く。）」と、第二十一条、第二十九条、第三十一条第一項及び第三十五条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

（本条追加、平一六法律七九）

〔趣旨〕

本条は、特定登録調査機関の欠格条項、登録の更新、変更の届出、報告及び立入検査、改善命令、帳簿の記載等につき、登録情報処理機関に関する一八条（一号を除く）、一九条の二、二一条、二七条、二九条、三一条、三二条及び三五条の規定を準用することにより規定したものである（各規定の内容については、それぞれの「趣旨」参照）。

一八条一号（特許等関係法令違反を登録の欠格事由としている。）を準用しないこととしているのは、特許等関係法令違反がある場合は、そもそも登録調査機関としての登録を受けることができないため、特定登録調査機関の登録の際に問題とする必要がないからである。

本条では、二九条（改善命令）に関する規定のみ準用され、二八条（適合命令）に関する規定は準用していないが、これは、特定登録調査機関の登録を受けるには、同一区分について登録調査機関の登録を受けていけばよく、また、この区分について登録調査機関の登録が取り消されれば、三九条の九第一項により当然に特定登録調査機関の登録も取り消されるので、特定登録調査機関が登録後に登録の基準に適合していないという状況が発生しないからである。

また、役員等の選解任の届出、守秘義務、みなし公務員規定については、準用しないこととしているが、その理由は

以下のとおりである。

まず、役員及び調査業務実施者の選解任の届出については、既に登録調査機関に対し届出の義務が課せられており、新たに特定登録調査機関として届出を求める必要性が薄いと考えられるため、規定していない。

次に、外部に対して漏洩することが許されない情報を取り扱う登録調査機関と異なり、特定登録調査機関は、特許出願人等から依頼を受けてその出願に係る先行技術の有無について調査するのであるから、秘密保持については、特定登録調査機関と特許出願人等との契約において秘密保持に関する条項を盛り込む等の対応を行えばよく、役員員に対して個別に秘密保持義務を課す必要性はないと考えられるため、規定しないこととした。

機関の役員員への罰則の適用について公務に従事する職員とみなす「みなし公務員規定」については、特定登録調査機関の業務は行政庁の代行としての業務ではなく、あくまで民間の機関と特許出願人等の間の契約に基づいて行われる業務であるから、規定しないこととした。